

< 届出にあたっての注意 > ※裏面もお読みください。

(注1) 「児童扶養手当の受給から5年を経過する等の要件」とは、下記の要件のことを指します。

- ① 支給開始月の初日から起算して5年
または、
- ② 手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年のうちいずれか早い方を経過したとき

※ ただし、手当の認定請求（額改定請求を含む。）をした日において3歳未満の児童を監護する場合は、この児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したときとします。

(注2) 「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」に添付する必要書類は、受給者の状況により異なります。受給者の状況に該当する書類を添付してください。

●印がついているものは、同封の様式を使用してもかまいません。

【就業または求職活動等をしているかた】※次のいずれかの書類

＜雇用されているかた＞ 1～3のいずれか

- 1 雇用証明書 ●様式3
- 2 賃金支払明細書の写し
- 3 保険情報のわかるもの、資格確認書 等 **※市交付の国民健康保険証不可**

＜自営業のかた＞ 1及び2の両方

- 1 自営業従事申告書等 ●様式4
- 2 自営業の内容がわかるもの（確定申告書の写し、開業届出済証明書の写し等）

※名刺不可

＜求職活動中のかた＞ 1～4のいずれか

- 1 求職活動等申告書および申告内容に関する証明書 ●様式5～7
- 2 雇用保険法に規定する求職者給付（傷病手当を除く）を受給している場合は、受給資格者証の写し等
- 3 公共職業訓練を受けている場合は、職業安定所による受講指示書の写し等
- 4 職業能力の開発及び向上のため専修学校その他養成機関に在学している場合は、在学証明書等 **※学生証不可、発行日が6月以降のもの**

【身体または精神障害を有しているかた】※1～5のいずれかの書類

- 1 障害年金1級または2級に該当することが確認できる書類
 - 2 身体障害者手帳1級、2級、3級のいずれかの写し
 - 3 療育手帳㊦またはAの写し
 - 4 精神障害者手帳1級または2級の写し
 - 5 児童扶養手当法施行令別表第1に定める障害状態（裏面【参考】を参照）に関する医師の診断書および特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真 ●様式8
- ※ 障害状態に関する診断書およびエックス線直接撮影写真は、手当の支給機関に既に提出したことがあり、障害状態が固定している等の場合は、省略することができます。

【負傷・疾病・要介護状態で就業することが困難なかた】※1～5のいずれかの書類

- 1 特定疾患医療受給者証の写し
 - 2 特定疾病療養受療証の写し
 - 3 特定医療費（指定難病）受給者証の写し
 - 4 相当期間、負傷・疾病により療養等が必要であることを証する医師の診断書 ●様式8
- ※ 診断書は、かかりつけ医に作成してもらってください。
- ※ かかりつけ医がない場合は、市の窓口にご相談してください。
- 5 その他、負傷・疾病・要介護状態等に類する状態にあることにより就業が困難であることを明らかにできる書類

【児童または親族が障害・負傷・疾病・要介護状態等のため就業することが困難な場合】

※次の1～11のいずれかの書類及び介護申立書（民生委員が確認済のもの）

※ 介護申立書は子育て支援課にありますので、ご連絡ください。

- 1 障害年金1級または2級に該当することが確認できる書類
- 2 身体障害者手帳1級、2級、3級のいずれかの写し
- 3 療育手帳△またはAの写し
- 4 精神障害者手帳1級または2級の写し
- 5 児童扶養手当法施行令別表1に定める障害状態に関する医師の診断書および特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真 ●様式8

※ 障害状態に関する診断書およびエックス線直接撮影写真は、手当の支給機関に既に提出したことがあり、障害状態が固定している等の場合は、省略することができます。

- 6 特定疾患医療受給者証の写し
- 7 特定疾病療養受療証の写し
- 8 特定医療費（指定難病）受給者証の写し
- 9 相当期間、負傷・疾病により療養等が必要であることを証する医師の診断書 ●様式8

※ 診断書は、かかりつけ医に作成してもらってください。

※ かかりつけ医がない場合は、市の窓口にご相談してください。

- 10 親族が要介護状態にあることを明らかにできる書類
- 11 児童または親族が障害・負傷・疾病・要介護状態等に類する状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類

（注3） **上記（注2）に掲げる必要書類については、令和8年6月から提出期限までの間のいずれかの時点における状況が明らかとなるものを添付してください。**

【参考】児童扶養手当法施行令別表第1

一 次に掲げる視覚障害

- イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下のもの
 - ロ 一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの
- 二 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
 - 三 平衡機能に著しい障害を有するもの
 - 四 そしゃくの機能を欠くもの
 - 五 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
 - 六 両上肢のおや指及びひとさし指または中指を欠くもの
 - 七 両上肢のおや指及びひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
 - 八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 九 一上肢の全ての指を欠くもの
 - 十 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 十一 両下肢の全ての指を欠くもの
 - 十二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 十三 一下肢を足関節以上で欠くもの
 - 十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - 十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 十六 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 十七 身体の機能の障害若しくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。